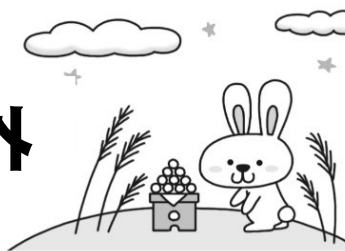




ほけんだより 号外



みやしょうがっこう
宮小学校

ほけんしつ

「インフルエンザの出席停止期間」について

「インフルエンザ」と医療機関で診断された場合は、右の用紙「インフルエンザによる欠席届」に保護者の方が記入し、学校へ提出してください。この用紙の提出があれば「出席停止扱い」となり、記入された期間は欠席になりません。インフルエンザについては、医師による証明「学校感染症証明書」の提出は不要です。

この用紙を紛失された場合は、担任に申し出ていただければお渡しいたします。また、宮小学校ホームページにも掲載しますので、ご利用ください。

**発症後 5 日を経過 + 解熱後 2 日を経過するまでは、
学校はお休みになります。ゆっくり静養してください。**

例	発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目
発症後 2 日目に 解熱した場合				解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	※まだ発症後 5 日 を経過していない ため登校できない	登校可能 	
出席停止期間	→							
発症後 4 日目に 解熱した場合					解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能 	
出席停止期間	→							

(例) 発症した日が [12月1日] とすると → その5日後は [12月6日] ・ ・ ・ ・ ・ A

熱が下がった日が [12月2日] だと → その2日後は [12月5日] ・ ・ ・ ・ ・ B

登校してもいい日は、A. B どちらか遅い方の翌日なので [12月7日] です

★一番短くても「5日間」は、休まないといけません。

抗インフルエンザ薬の効果で熱は下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります(二峰性発熱)。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。



*この書類は、回復し登校するときに学校へ提出してください。

インフルエンザによる欠席届

年 組 氏名 は、

月 日に 医院（病院）で

インフルエンザ・インフルエンザ様かぜと診断され、

（ A 型 ・ B 型 ） ※いずれかを○でかこんでください

月 日 ～ 月 日まで欠席しましたのでお届けします。

※発症した日（ 月 日）→ その5日後（ 月 日）・・・A

解熱した日（ 月 日）→ その2日後（ 月 日）・・・B

登校してもいい日は、A・Bのどちらか遅い方の翌日（ 月 日）

参考までにお聞かせください。

・予防接種は？ （ した・しない ）
（ 1回・2回 ）

・最高体温は？ （ ℃ ）で（ ）日間続いた

・症状は？ 頭痛・関節痛・腹痛・下痢・吐き気・嘔吐・のどの痛み・咳・
鼻水・鼻づまり・その他（ ）

和歌山市立宮小学校長 様

令和 年 月 日

保護者名